ふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンター事業

「元気なふくしまの農山漁村 経営発展プラン」策定支援事業　実施要領

１　目的

　　ふくしま農山漁村発イノベーションサポートセンター（ふくしま地域産業６次化サポートセンター）〔以下、「センター」という。〕では、活用可能な農山漁村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組等、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する取組「農山漁村発イノベーション」としての取組を支援している。

本事業においては、農山漁村発イノベーションに積極的に取り組み、経営全体の付加価値額（※）を高めようとする農林漁業者等が行う「元気なふくしまの農山漁村 経営発展プラン（以下、「経営発展プラン」という。）」の策定を重点的に支援するため、「ふくしま地域プランナー（民間専門家のこと。以下、「プランナー」という。）」等の派遣等の事業を行う。

　　※　付加価値額＝経常利益＋人件費＋減価償却費

２　支援対象者（全ての要件を満たす者）

（１）福島県内の農山漁村発イノベーション事業体であること。

（２）支援実施後３年後から５年後の農山漁村発イノベーション事業体の経営全体の付加価値額の伸び率を定量的な目標として自ら設定し、それを遂行する意欲や能力を有していること。

（３）支援に必要な財務諸表等の経営資料の提供が必要であること。

（４）支援実施年度の翌年度から支援対象者等が定めた目標年度までの間、毎年、経営状況調査に協力すること。

３　支援内容

様々な課題の解決に向け、プランナー等専門家を原則としてマンツー・マンで派遣し、経営発展プランの策定を重点的に支援する。

４　支援期間

支援決定後～令和６年２月末まで。

５　支援対象者の決定

学識経験者や関係機関により構成される「地域支援検証委員会（以下、「委員会」という。）」で支援対象者を決定する。

６　事業実施の手続き

（１）支援希望者は、申請書（様式１）、暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式２）、役員一覧（様式３）を作成し、センター長に提出する。

（２）提出あった申請書は、委員会において審査を行い、適当と認められるときは、支援希望者に対して支援対象の決定を行うとともに、決定結果を通知する。

（３）委員会での決定を受けた支援対象者は、プランナー派遣を受けることができる。なお、派遣されたプランナーは、支援対象者への支援状況等について、支援シートを作成する。

７　支援対象者の決定の取り消し

　　委員会は、重点支援対象者が次の各号に該当するときは、この支援の全部又は一部を取り消すことができる。

　１　支援対象者が解除を申し出たとき。

　２　支援対象者又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

　３　支援対象者が次のいずれかに該当するとき。

（１）役員等（民間団体の役員又は支所の代表者をいう）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　（３）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

８　支援後の経営改善状況の調査

事業者は、プランナー等の支援を受けた支援対象者に対して支援実施年度の翌年度から支援対象者等が定めた目標年度までの間、各決算期の終了後に付加価値額やプランの実行状況等を含む経営発展状況の調査（別記様式12号及び別紙様式第12号（別表））を行い、委員会において当該調査結果の評価を行い、その内容を支援シートに記録する。

９　その他

　　この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附　則

　この要領は、令和３年５月２７日から施行する。

附　則

　この要領は、令和４年５月　９日から施行する。